

ICT活用工事の実施における適用工事等の一部改正について

本市では、『仙台市ICT活用工事実施要領』により運用しているところですが、適用工事等について一部改正したので、お知らせします。

記

令和7年10月6日からの変更箇所を**赤字**としております。

1. 適用工事等について（別紙1参照）

土工（数量1000m3以上）について、本通知の適用年月日以降はICT活用工事を原則適用とします。
また、上記以外については**適用に努める**ものとします。

※発注済み案件については、受注者からの希望があった場合に要領第5条に基づく協議によりICT活用工事として事後設定（部分活用含む）が可能です。

2. 適用年月日

令和8年4月以降の仙台市単価により予定価格を算出する工事から適用します。
4月以降適用単価通知は4月下旬に発出予定です。

3. 要領の概要（実施に当たっては要領を確認してください。）

（1）国土交通省が定める各種要領等（以下「国要領」という。）の適用

①適用要領等（要領第2条）

要領等に定めがあるものを除き、以下に掲載の国要領を適用します。（別紙2参照）
（一部国要領の除外規定（要領第6条）がありますので、留意願います。）

◆国土交通省 建設施工・建設機械：要領関係等（ICTの全面的な活用）

https://www.mlit.go.jp/tec/constplan/sosei_constplan_tk_000051.html

②国要領の適用世代（要領第9条）

例年、本市が使用している積算基準書の全面改定は、国の積算基準改定の半年後となる10月としています。このことから、当該年度の国要領は、本市積算基準書の全面改定時から適用することとし、積算に用いる本市積算基準書と国要領との組み合わせを次表のとおりとします。

【本市積算基準書と国要領との組み合わせ】

国要領の適用世代	土木工事標準積算基準書（宮城県土木部）の適用世代
令和7年3月迄適用版	令和6年10月1日以降適用版
令和8年3月31日迄適用版	令和7年10月1日以降適用版

（2）ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ

国要領において、ICT活用工事の種類毎の各実施要領に、標準的なフロー図「参考 ICT活用工事の発注から工事完成までの手続き及び流れ」がありますので、こちらを参考にしてください。

（担当）都市整備局技術管理室
（電話）022-214-8290

[仙台市] ICT活用工事の種類別の発注方式一覧 (R8.4.24以降適用)

実施方針別紙No.	実施要領別 ICT活用工事の種類 ※積算要領の工種名とは必ずしも一致しない	発注方式	要件
1	ICT活用工事(土工)	発注者指定型	土工数量が1,000m ³ 以上 (原則適用)
		施工者希望Ⅰ型	設定なし
		施工者希望Ⅱ型	設定なし
ICT活用工事の発注は、国要領で示す対象工種に該当し、下記金額・数量要件を目安に発注者が設定した対象工事とし、以下においては 適用に努める 。(本市要領6条)			
22	ICT活用工事(河川浚渫)	発注者指定型	金額・数量要件ともになし
		施工者希望Ⅰ型	設定なし
		施工者希望Ⅱ型	設定なし
24	ICT活用工事(舗装工)	発注者指定型	予定価格(税込)が3億円以上かつ、舗装面積10,000m ² 以上
		施工者希望Ⅰ型	設定なし
		施工者希望Ⅱ型	予定価格(税込)が3億円未満 ※金額に下限値なし
26	ICT活用工事(舗装工(修繕工))	発注者指定型	設定なし
		施工者希望Ⅰ型	設定なし
		施工者希望Ⅱ型	金額・数量要件ともになし
10	ICT活用工事(法面工)	発注者指定型	設定なし
12	ICT活用工事(擁壁工)	施工者希望Ⅰ型	設定なし
14	ICT活用工事(地盤改良工)		
20	ICT活用工事(基礎工)		
28	ICT活用工事(構造物工(橋梁上部))	施工者希望Ⅱ型	金額・数量要件ともになし
30	ICT活用工事(構造物工(橋脚・橋台))		
32	ICT活用工事(コンクリート堰堤工)		
6	ICT活用工事(作業土工(床掘工))	発注者指定型	設定なし
		施工者希望Ⅰ型	設定なし
		施工者希望Ⅱ型	金額・数量要件ともになし
8	ICT活用工事(付帯構造物設置工)	ICT土工等における関連施工種とするため、ICT付帯構造物設置工単独での発注は行わない。	

※ ICT活用工事として発注していない場合においても、国要領によらず、ICT活用工事(部分活用含む)として事後設定可能である。(本市要領第5条)

※ ICT施工技術の活用が困難な場合及びICT施工技術を活用しても建設現場の作業性の向上が見込まれない場合など、工事内容及び現場条件等を勘案し適用を決定する。